北海道告示第 10708 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病まん延防止規則(昭和50年北海道規則第32号)第2条第1項の規定により令和5年(2023年)3月28日北海道告示第10462号、令和5年(2023年)4月3日北海道告示第10510号、令和5年(2023年)4月7日北海道告示第10561号で移動を禁止した次に揚げる区域について、その禁止を令和5年(2023年)5月6日午前0時をもって解除したので告示する。

令和5年(2023年)5月6日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 移動を禁止されていた家畜、物品等
 - 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びそれらの死 体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品
- 2 移動の禁止が解除される区域
- (1)令和5年(2023年)3月28日北海道告示第10462号第3項(1)に揚げる移動を制限する区域
- (2) 令和5年(2023年)4月3日北海道告示第10510号第3項(1)に揚げる移動を制限する区域
- (3) 令和5年(2023年)4月7日北海道告示第10561号第3項(1)に揚げる移動を制限する区域